

奈良県告示第二百七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条
第一項の規定に基づき次のとおり特別保護地区を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 特別保護地区の名称

室生鳥獣保護区室生特別保護地区

二 特別保護地区の区域

室生鳥獣保護区内の室生寺の寺有地並びに室生寺の境内及び準境内並びに室生龍穴神社の社有地の区域で、県道吉野室生寺針線と尾根筋で囲まれた区域（別紙表示の区域）

三 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護地区

2 指定目的

室生鳥獣保護区は、宇陀市の県道吉野室生寺針線から、標高約六百メートルの北西に連なる尾根筋に至る南西面の斜面に位置し、カシ類などの常緑広葉樹林やケヤキ、シデ、コナラ、ヤマナラシなどの落葉広葉樹林が広がり、中層にはイヌガヤ、イヌガシ、ユズリハ、カエデ類、ヤブツバキ、サカキ、リョウブなどが、下層にはアジサイ類、ウツギ類、ヤマブキ、キイチゴ類、ウルシ類、ツツジ類、アセビ、ムラサキシキブ類などが繁茂しており、林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映してアカショウビンをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、室生寺境内地には天然記念物に指定されている暖地性シダ群落があるなど原生的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は室生鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 管理方針



宇陀市、鳥獣保護員及び一般社団法人奈良県猟友会宇陀支部の協力を得て違法捕獲防止や鳥獣の生息環境保全に取り組む。

ニホンジカについては奈良県特定鳥獣保護管理計画に基づき、鳥獣保護区内での適正生息数（一平方キロメートルにつき五頭）を設定し、適正生息数へ誘導するための各種施策を実施する。

室生鳥獸保護区区域図



凡例

-  鳥獸保護区
-  特別保護地区